

○電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)の一部を改正する省令 新旧対照表

(傍線部は改正部分)

改正後	改正前
<p>(特定無線局の無線設備の規格)</p> <p>第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一 削除</p> <p>二 電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局</p> <p>(1) 〃 (略)</p> <p>(7) 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第二項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの</p> <p>(8) 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第五項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの</p> <p>(9) 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第六項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの</p> <p>(10) 〃 (略)</p> <p>(18) 設備規則第四十九条の二十九第一項、第三項及び第八項並びに第二項、第四項及び第八項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの</p> <p>(19) 設備規則第四十九条の二十九第一項、第七項及び第八項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの</p> <p>三〃十 (略)</p> <p>十一 前条第二項第一号に規定する基地局</p> <p>(1) 〃 (略)</p> <p>(4) 設備規則第四十九条の二十八に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(次号(9)及び(10)に掲げるものを除く。)</p> <p>(5) 設備規則第四十九条の二十九に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(次号(11)及び(12)に掲げるものを除く。)</p> <p>十二 前条第二項第二号に規定する基地局</p> <p>(1) 〃 (略)</p> <p>(11) 設備規則第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第八項に規定する</p>	<p>(特定無線局の無線設備の規格)</p> <p>第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一 削除</p> <p>二 電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局</p> <p>(1) 〃 (略)</p> <p>(7) 設備規則第四十九条の六の九に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの</p> <p>(8) 〃 (略)</p> <p>(16) 設備規則第四十九条の二十九に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの</p> <p>三〃十 (略)</p> <p>十一 前条第二項第一号に規定する基地局</p> <p>(1) 〃 (略)</p> <p>(4) 設備規則第四十九条の二十八に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(次号(7)及び(8)に掲げるものを除く。)</p> <p>(5) 設備規則第四十九条の二十九に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(次号(9)及び(10)に掲げるものを除く。)</p> <p>十二 前条第二項第二号に規定する基地局</p> <p>(1) 〃 (略)</p> <p>(11) 設備規則第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する</p>

技術基準

(12) 設備規則第四十九条の二十九第一項、第二項、第六項及び第八項に規定する

技術基準

技術基準

(12) 設備規則第四十九条の二十九第一項、第二項、第六項及び第七項に規定する

技術基準

附 則

この省令は、公布の日から施行する。